

「市民性の教育」の理念と課題

コミュニティアニズム的共和主義と教育基本法改定問題

小林 正 弥

(千葉大学法経学部法学科教授)

一 コミュニタリアニズム的教育…美徳教育

日本では、特に小泉政権や安倍政権の時代に、靖国問題や歴史教科書問題などが浮上し、安倍政権においては教育基本法が改定された。戦後日本における教育の基本法が変化したのである。これは、いわば右派的ないし新国家主義的な主張が政治に反映した結果であり、いわば新国家主義的教育への動きとすることができらるう。

これに対して、これとは異なった新しい教育の試みが、イギリスをはじめ海外で展開されている「市民性の教育（シティズンシップ・エデュケーション）⁽¹⁾」である。これには様々な理解が存在するが、ここでいう「市民性」の解釈はその重要な要素である。これは、筆者の関わる公共哲学プロジェクトの最重要関心事の一つで

ある。そこで、新国家主義的教育の動きとの差違や対抗関係を意識しつつ、この動きについて、筆者なりの公共哲学の観点から議論を提起してみたい。これは、公共哲学の側からすると、「教育の公共哲学」の一つの試みということになる。

海外の公共哲学ないし政治哲学においては、一九八〇年代からリベラル—コミュニタリアニズム論争が展開された。政治哲学の復権をなしとげたロールズのリベラリズムに対して、マイケル・サンデルが『リベラリズムと正義の限界』（一九八二年）を書いて批判を行い、それを嚆矢とする一連の論争がそう呼ばれたのである。サンデルは、ロールズの自己観を「負荷なき自己」と呼び、それが抽象的であることを批判して、自己はコミュニティーなどの文脈に埋め込まれていることを主張した（「負荷ありし自己」）。

リベラリズムとコミュニタリアニズムのそれぞれの議論の特徴は、簡単に言えば、「権利・（政府の）中立性・自律性」と「責任・善・人格形成」といった概念によって表される。コミュニタリアニズムは、リベラリズムに対して①「精神性（倫理性・道徳性）」と②「共同性（連帯、相互扶助など）」を重視すると言うことができる。日本の学界ではなおコミュニタリアニズムに対する偏見が残っているが、これは保守主義や権威主義とは異なり、リベラリズムと社会的保守主義の間にある思想である。日本では、たとえば南原繁の政治哲学はその先駆的で先進的なものと言うことができる^③。

このような観点から教育について考えると、どのようなものが考えられるだろうか？ リベラリズムは個人の自律性や個性を開花させるという点に意味があるが、逆に個々人を孤立させて私的世界に自閉させるという危険性ももたらす。これは、心の荒廃や魂の飢え・乾きをもたらし、様々な社会問題を引き起こす。また、リベタリアニズムにおいては、市場経済を重視するあまり、教育の世界に弱肉強食のような競争の世界をもたら

す危険性がある。これらは、子供の心を荒廃させて、不登校や引きこもりなどの問題を増加させたり、青少年犯罪の遠因になったりするおそれがあるだろう。

これに対して、コミュニティアニズムは、第一に精神性を重視するから、倫理的教育・道德教育を主張することになる。ただし、コミュニティアニズムは社会的保守主義とは異なるから、これは国家主義的な徳育ではなく、あくまでも内発的な精神性を重視する教育である。

これは、教育哲学として考えれば、「教育の目的をどのように考えるか」という教育目的論と密接に関わっている。リベラリズムの教育哲学は自律や多様性・選択などを重視する反面で、——例外はあるものの——原則的には人格形成という完成主義（卓越主義）的な教育目的論に反対する。これに対して、コミュニティアニズムは教育目的を、そのコミュニティで信じられている善を達成することができるように、人格を陶冶することと考える。これは、完成主義的な教育目的論である。

古典的には、ソクラテスやプラトンやアリストテレスが魂への配慮を主張したが、この出発点となる。いわゆるリベラル・アーツの教養教育は、もともとはこのような考え方に基づいていた。近代の教育思想においてはルソーの『エミール』における自然教育、さらにベスタロッチやフローベールなどに始まる新教育運動や近年のホリスティック教育が存在し、個々人の個性の開花・発展や精神性（霊性）が重視されている。⁽⁵⁾ 報告者は特に「友愛」をその精神的枢軸として、「友愛教育」を展開することを考えている。

第二に、コミュニティアニズムは共同性の復興を主張するから、教育においても共同体の意識や朋友意識の涵養を主張するし、教育におけるコミュニティという考え方も支持しよう。リベラリズムに基づく教育が個々人を重視するあまり、学校やそのクラスというコミュニティを軽視しがちであるのに対し、コミュニティ

リアニズムはそのような共同の教育の場を重視することになる。

このような考え方は、たとえば日本における佐藤学らの「学びあう共同体」という考え方と共通性を持つということができよう。⁽⁶⁾ また、そもそも教育の原点として、家庭というコミュニティの重要性が改めて想起されるべきだろう。学校教育だけではなく、家庭教育が再建されるべきなのである。

実際のコミュニティリアニズムの思想家を考えてみれば、たとえばマッキンタイアは、アリストテレスやトマス・アクィナスの影響を受けており、『美徳なき時代』（一九八一年）などで美徳の理論を提起し、美徳倫理学を復興させた。これは、目的論的な倫理教育の主張につながってくる。

また、コミュニティリアニズムを積極的に提唱する社会学者エツィオーニは、家庭教育や学校教育において、情報や技術だけではなく道徳教育を行うように主張している。彼は、学校を「善き人々」を形成するために人格を発展させる場所とすべきであり、そのための経験の場であるべきである、とする。彼は、やはり目的論的な人格教育を主張しているのである。⁽⁷⁾

さらに、マイケル・ウォルツァーは、教育が「多少とも囲い込まれた教育的共同体」において、教師達がその守り手として自律的に運用することを重視する。低学年では全ての生徒が同じように教育されていて、生徒達がみな同じペースで学ぶという民主的な点で、日本の教育は高く評価されている。彼は、階級差を反映させる教育に反対し、教育財の配分が基礎的学校教育においてはなるべく単一平等になることを支持している。もつとも他方で、大きくなるにつれ、個々人の関心と能力が大きく影響していくことは認めるのである。⁽⁸⁾ ウォルツァーの主張は、目的論的な善を必ずしも主張してはいないが、学校教育という場におけるコミュニティを主張していると言いうことができよう。

このように、コミュニティアニズムは、教育における倫理性ないし共同性を主張するということができる。このような教育思想は、いわば「コミュニティアニズム的教育哲学」と呼ぶことができるだろう。⁽⁹⁾ 筆者は、このようなコミュニティアニズム的教育哲学に基本的に賛成である。教育においてはその目的として精神性と共同性の涵養を重視することが必要であろう。ただし、ここでいう共同性は、国家的な共同体に収斂すべきではない。もしそうなれば、コミュニティアニズム的教育は国家主義的教育になりかねないのである。

そこで、筆者は、コミュニティアニズムにおける「コミュニティ」を国家に限定せずに、地球的なコミュニティやローカルなコミュニティを重視することを提案している。これを、グローバル及びローカルなコミュニティを重視するコミュニティアニズムという意味において、「グローバル・コミュニティアニズム」と呼んでいる。ここにおいては、アイデンティティも、グローバルなアイデンティティを基層にして、「そのもとでナショナルなアイデンティティやローカルなアイデンティティを持つ」というような複層的なアイデンティティが成立することになる。

教育も、このようなコミュニティアニズムにおける「グローバル・コミュニティアニズム的教育」が必要である。その基礎は、国家主義的な教育とは正反対に、生成中の地球的コミュニティを想定して、その大きなコミュニティにおけるアイデンティティとして、地球人意識や人類意識を持たせるような教育である。地球的・普遍的な倫理性と共同性を培うような教育である。⁽¹⁰⁾ そして、その上で、ナショナル・ローカルなコミュニティにおけるアイデンティティやその倫理性・共同性を養うような教育である。このようなアイデンティティの形成、人格形成のために教育が改めが必要になっっているのではないだろうか？

二 共和主義教育…自治教育

さらに、教育の目的としては、人格形成に加えて公共性の実現ないし公共世界への寄与を加えるべきであろう。ただ、コミュニタリアニズム自体は全人格的な美徳の形成を主張するが、政治的・公共的活動を必ずしも常に強調するわけではない。後者を強く主張するのは、共和主義ないしシヴィック・ヒューマニズムである。共和主義は主として政治に焦点を合わせているので全人格的な美徳を主張するとは限らず、コミュニタリアニズムではない場合も存在する。

シヴィック・ヒューマニズムの思想的淵源は古典的なギリシャ・ローマの思想、ことにアリストテレスの思想に求められる。プラトンやアリストテレスの思想は、古典的な一般教養教育の柱となっており、今でも教養教育の復活を主張する論者の中にはこれらの古典思想を重視する人が多い。その中に、政治的・公共的活動に關する教育も含まれうる。

近代の教育思想の中でルソーの教育思想は、『エミール』で子供の善なる本性を自然に成長させる消極教育として、自然教育や感覚教育や良心の教育を主張した。他方で彼の教育思想は、このようにして自然な人格の成長を促すと同時に、子供が一定程度成長した後では『社会契約論』に通底する公共的教育を行うことを含んでいる。この点では、シヴィック・ヒューマニズムの思想的伝統に連なると言うことができよう。彼の教育思想は、ベスタロッチやフレibelらに大きな影響を与えて、一九世紀末から二〇世紀初頭の「新教育運動」（児童中心主義で、子供の自主的・自発的な活動を尊重する）にも受け継がれている。ただ、政治教育や自治教育の方は、その後、必ずしも十分に発展したとは言えない。

今日の状況下で正面からこの課題に取り組んでいるのが、「市民性の教育」である。市民性の教育の中のもっとも重要な側面が民主主義的政治教育ないし公民的教育(civic education)である。イギリスではブレア政権下で、著名なイギリスの政治学者バーナード・クリックが、諮問委員会の委員長となってクリック・レポート「学校における市民性と民主主義の教育(Education for Citizenship and the Teaching of Democracy in Schools)」(一九九八年)をまとめ、二〇〇二年から学校のカリキュラムとして「市民性の教育」が実施された。そのレポートは、「①市民的な社会的・道徳的責任、②コミュニティへの関与、③ポリティカル・リテラシー(政治的教養と政治参加)」を提言しており、技能(skills)と能力(aptitude)の訓練、価値と性質(disposition)育成を唱えている。そして、単に政治的知識を教えるだけではなく、政治参加・社会参加を促進するために、生徒会活動や課外活動をも通じて実際の技能やコミュニケーションの技術を教えることが試みられている^①。

このような教育の必要性は、今日の日本ではことに大きい。現在の日本の教育においては、生徒会や自治会の衰退や形骸化が伝えられている。これは、自治を学ぶ機会を失わせるものである。そこで、公民的教育として、自治会を再生させることが必要である。たとえば政治的に論争的な問題についても、学校で議論して、議論の訓練をすることが必要だろう。また、NPO・NGOなどで実習をしたり、コミュニティ活動に参加したりすることも考えられる。現在のように知識を詰め込むだけではなく、このような自治教育を行うことが公民教育として必要なのである^②。

市民性の教育は、このように自治教育としての公民教育をも含んでおり、これは共和主義的教育と考えることができる。もっとも、これは、必ずしもコミュニティアニズム的教育ではない。前述のように共和主義はコ

ミニタリアニズムであるとは限らず、リベラルな共和主義（ないし共和主義的リベリズム）も考えられるからである。この類型においては、全人的な人格形成までは考えず、自律と参加による自治教育を主張するのである。これに対して、ミニタリアニズムの思想の中には、全人格的な美徳の一つとして政治的美徳としてのシヴィック・ヴァーチュ（公民的美徳）を主張するものが多いから、政治的には共和主義の立場に立っているものが多い。このような思想を筆者はミニタリアニズム的共和主義と呼ぶ。

このような立場の共和主義は、政治的な自己統治＝自治（self-government）を重視し、それへの参加なし寄与を、全人的な人格形成の一環としての政治的美徳と考える。この古典的思想が、プラトンやアリストテレスらのギリシャ政治哲学やキケロらのローマ期のストア哲学である。このような思想をジョン・ポーコックはシヴィック・ヒューマニズムと呼び、彼によれば、そのような古典的思想が近代ではルネッサンス期のイタリアで変容しつつ再生し、ピューリタン革命のイギリスに現れ、アメリカ独立革命に影響を与えた¹³。この思想的潮流は近代思想にも重大な影響を与えたのであり、この認識は、リベリズムを中心に考えてきた従来の見方にパラダイム転換を迫るほどの重要性を持つ。

ヒューマニズムは、エラスムス以来、近代の教育の発展において重要な意味を持った。個性が開花するような人格教育は、その中核的な要素である。ここでは、教養教育や自然教育が重要な意味を持った。それに加えて、シヴィック・ヒューマニズムは自治教育や公民教育をその一環として要請する。ミニタリアニズム的共和主義の教育においては、ヒューマニズムの人格教育に加えて倫理的な自治教育・公民教育が柱となる。この立場からすれば、「市民性の教育」の共和主義的側面を評価しつつ、全人格的教育を基礎としてそれを補完し、公共善を実現するための教育として「市民性の教育」をさらに発展させることを主張することになる¹⁴。

三 公共主義的教育…グローバル公共民教育

海外における市民性の教育は、前述のクリックをはじめとして、一般に民主主義的教育という形で議論されている。たとえば、エイミー・ガットマンは『民主主義的教育』（一九八七年）という本を出版している。⁽¹⁵⁾ただ、民主主義というだけでは曖昧なので、それを支える思想としての共和主義に焦点を当てた方が議論は明確になるように思われる。

もつとも、共和主義も、今日では時代の変化に合わせて再定式化する必要がある。たとえば、歴史的共和主義は、マキャヴェッリに現れているように、軍事的拡張主義を伴うこともあるから、平和主義的なものに変化させる必要がある。また、共和主義といっても、フランス型の共和主義とアメリカ型の共和主義では大きな差がある。フランス型の場合は「個人／国家」という二項対立が存在して中間集団などに否定的であるのに対し、アメリカ型の場合は自発的結社を重視している。今日では、NPO・NGOなどの中間集団が重要な役割を果たすので、この点ではアメリカ型が採用されるべきであろう。また、共和主義のもとに愛国主義が養護される場合もあるが、守るべきものは国家そのものではなくそこに存在する国民である。だから、それは「愛民主義」といべきだろう。

そこで筆者は、私たちが提起している公共哲学に基づく新しい共和主義を考えて、それを新共和主義ないし公共主義と呼び、次のような特徴を挙げている。⁽¹⁶⁾

①平和主義、②活私（己）開公、③アメリカに見るような、自発的結社の重視、④地球域的（グローバル）な公共性、⑤多文化主義、⑥自由と共同性との統合、⑦精神性（倫理性・道徳性）、⑧良識や公共心

を備えた公共的市民の必要性、⑨制度的には、立憲君主制と両立可能、⑩愛民主義。

そこで、公共主義に基づく教育も、このような発想に基づくものとなるべきだろう。特に、「①平和主義教育、②・⑧公共民教育、③ボランティア教育、④グローバルなアイデンティティー形成の教育、⑤多文化主義教育、⑦人格的・精神的教育（倫理教育、道徳教育）、⑩愛民主義教育」などは特に重要である。

この中で④は上述のところであるが、それ以外で特に重要なのは、新しい公共性の観念に基づく公共民教育（②、⑧）である。私たちの公共哲学プロジェクトでは、新国家主義で言われている「公」や「公共」との違いを明確にするために、「公」を国家や政府の意味に用い、「公共」は人々が下から自発的に形成するものという意味に使い分けることを提案している。¹⁷そして、リベラリズムなどのように「公／私」だけから考える公私二元論から離れて、「公／公共／私」というように、「公共」が「公」と「私」を媒介するというような三元論を提起している。

また、戦前の「滅私奉公」に反対するとともに、戦後その反動として現れた「滅公奉私」とも言うことができるような現象にも反対して、「活私開公」（金泰昌）という考え方を提案している。「滅公奉私」とは、人々が私的世界に自閉したり私的利益の追求に没頭して、公共性について無関心になったりする現象である。これは精神的空洞化を呼び、引きこもりや犯罪などの社会的問題を引き起こし、その結果、醜い「私民」という新国家主義の批判を呼んだのである。そこで、この両極を避け、個人々々を尊重してそれを活性化することによって、個人々々が公共性に向けて開いていくという「活私開公」の考え方が重要になるのである。

筆者は、このような市民のことを「私民」、すなわち「私的市民」や、「公民」、すなわち「国家主義的民」と區別して、「公共的市民」ないし「公共民」と呼ぶ。元来、「市民」という言葉には規範的な意味も含まれて

いるが、実際の「市民」には公共的側面が薄い場合も多い。そこで、規範的な理念を明確にするために「公共民」という用語を提起しているのである。このような公共的市民を育成することこそが、公共主義的教育の要である。⁽¹⁸⁾

ある意味では、これは通俗的な民主主義論や民主主義的市民育成論とは一線を画す考え方である。民主主義は「人々々々民衆の支配」を意味するが、主権者たる人々には教養や識見は必ずしも政治参加の必須要件とはされていない。このため、古典期のギリシャにおいて衆愚政が生じたのであり、二〇世紀の大衆民主主義の時代に入るとこの危険性が復活してファシズムやポピュリズムなどの現象も生じた。これに対して、共和主義は公共性の実現を目的とするから、それを実現するために一定の教養や識見を市民に要請する。ここには、善き意味におけるエリート主義ないし完成主義(perfectionism)が存在し、通俗的民主主義と共和主義との間には思想的な緊張関係が存在するのである。

また、アイデンティティーについても、グローバル・コミュニティアニズムとして説明したように、公共主義における公共性はグローバルにしてローカルなものとしての「グローバル公共性」と考えられるべきである。だから、公共民もグローバルにしてローカルなアイデンティティーを持つような「グローバル公共民」となるべきであろう。

したがって、civic education は、「公民」ではなく、このような「(グローバル)公共民」を育成するようにすべきである。たとえば、「公民」という教科が存在するが、この内容は「公共民」育成を目的とすべきであり、教科書もそのような内容とすべきである。倫理の科目についても、シヴィック・ヴァーチュー⁽¹⁹⁾を倫理の重要な一つとして取り入れるべきである。⁽²⁰⁾ 歴史教科書においては新国家主義的な立場から教科書が刊行された

が、以上のような観点から歴史教科書や公民教科書や倫理教科書を執筆する試みが積極的に行われるべきである⁽²⁾。

四 教育基本法改定問題…公共主義的解釈と運用の必要性

この点は教育基本法改定とも密接に関わっている。周知のように、安倍内閣が教育基本法を改定したのは、実際には新国家主義的な教育を実現するためであり、安倍内閣は続いて憲法改定を目的として公言していたのである。具体的な法律の条文⁽²⁾を考えてみても、第一六条（教育行政）・一七条（教育振興基本計画）によって、教育統制の強化や国家主義的教育が可能になる。これによって、第二条の「教育の目標」を悪用することが可能になる。だから、この教育基本法改定が契機となつて、新国家主義的な教育が強行されていく危険性は確かに存在するのである。これは、いわば「滅私奉公」教育への逆行に道を開くものである。そこで、筆者も含め、このような危険性を危惧する人々は、教育基本法改定に反対した。

教育基本法は改定されてしまったが、幸い安倍内閣が自壊したために、少なくとも憲法改定は実現しなかった。それを契機に政治的潮流は大きく変化し、その後には憲法改定は短期的な課題としてはあまり掲げられなくなっている。そこで、少なくとも当面は、現行憲法のもとで新教育基本法を解釈して運用することになる。

このような状況下では、単に新教育基本法の制定に反対し続けるだけではなく、現行憲法に基づいて新教育基本法を解釈して運用するために努力することが決定的に重要になる。上述のように、新教育基本法は危険性を内蔵しているが、他方で現行憲法の問題に基づいて解釈すれば、危険な解釈や運用を回避することも可能だからである。

そもそも、教育基本法の最大の問題点の一つとして挙げられたのは、第二条の「教育の目標」において様々な美德を列挙したことであり、左翼的な批判者はこれを「心の国家支配」と批判した。しかし、コミュニティ・アニメズムと密接な関連がある美德倫理学な観点からすれば、第一条の「教育目的」（人格の完成、平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質²³）や第二条の「教育の目標」は、完成主義的な精神的理念を挙げたものと考えられるから、これだけでは全面的に悪いとは言えない。「心の国家支配」は深刻な問題であるが、「心の自己統御」ならば、これはむしろ必要なことだからである。問題は、これらの条文の解釈と運用である。

つまり、「コミュニティ・アニメズム＝美德倫理学」の観点からすると、ここで列挙された個々の美德自体は基本的に健全なものであるが、問題は、これらが相互に衝突した際の優先順位とその決定方法や解釈なのである。もし第一六条・一七条を根拠にしてこれが国家権力によって決定され強制されると、それは「心の国家支配」となってしまうのである。

この際に特に重要なのは、第二条三の「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」の解釈と運用である。この文言自体は、公共民的美徳や「市民性の教育」という観点からは必ずしも批判されるべきではなく、むしろ積極的に評価することすら可能である。

けれども、この「公共」を、新国家主義のように、「公共＝国家・政府」と解釈すれば、教育目的として「国家主義的精神」の育成を掲げることになるから、戦前のような「滅私奉公」教育が帰結してしまう。ちなみに、第六条（学校教育）・第八条（私立学校）では、学校ないし私立学校が「公の性質」を持つとされているが、私たちの公共哲学の観点からすれば、ここは「公共」と規定した方が適切である。ここでは「公」が

「公共」の意味で用いられており、この二つの言葉で使い分けがなされていない。だから、「公共の精神」が「公」国家の精神」と解釈される危険も否定できないのである。

しかし、この「公共の精神」にいう「公共」を、私たちの公共哲学プロジェクトのように、下からの人々の自発的な意思形成という意味に捉えれば、これは人々による自治の教育を目的として掲げることになる。つまり、共和主義的教育をこの条文の理念として考えることができるのであり、そのような解釈や運用からは公共主義的教育、したがって、公共民の教育を実現することが可能になる。

同様のことは、アイデンティティーの問題についても言うことができる。第二条第五項では、「我が国と郷土を愛する」と「他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する」の双方が並列的に挙げられているが、この二つの関係が問題になる。新共和主義＝公共主義の複層的アイデンティティーの観点からすれば、理想としては、基底に後者の地球的観点が置かれ、その上で前者の国家的観点が考えられるべきである。しかし、双方が単純に列挙されることによって、国家的観点が地球的・国際的観点よりも優先される危険性が生じている。現実には、国旗国歌法のように、国家主義的統制に悪用される危険性が存在するのである。だから、これをグローバルな観点から解釈し運用しなければならない。

このような解釈や運用は、コミュニティアニズム的共和主義ないし新共和主義＝公共主義による解釈と運用とすることができよう。このような解釈や運用が実現すれば、新教育基本法を利用して公共主義的教育を実現することもあながち不可能ではないだろう。いわば、災い転じて福となす、というところである。新教育基本法が成立してしまつた以上、その法律下では「公共の精神」を実現するために、「公民」教育に代えて「公共民」教育を実現することを目指すべきであろう。

五 穏健な多文化主義教育と平和公共民教育

新共和主義Ⅱ公共主義においては、国民国家の内部においても多様な文化の共存が可能になるように、可能な限り、多文化主義教育が導入されるべきである。特に、複数の対抗する言語的・宗教的共同体が存在する場合は、紛争が昂じないように、それぞれの共同体における文化的伝統が擁護されて、多様な文化に対する相互尊重の感覚を涵養することが必要である。

日本は、現在では世界の中で相対的には主流文化の比重が高く、少数派文化の比率は少ない。けれども、琉球やアイヌ、さらには在日朝鮮人などのマイノリティーの文化は尊重されなければならず、教育でもそれは反映されるべきである。たとえば、琉球やアイヌの人々の文化には自然との共生などの点において、逆に主流文化が学ぶべき点も少なくはない。

もともと、地球化が進む時代において、国民国家の文化的分断を推進することを筆者は主張するわけではない。内戦やテロなどの危険がない場合には国民の文化的統合という要請にも配慮がなされるべきであり、多文化主義的な要請とのバランスを図るべきである。その点では、日本においては、いわば「限定的多文化主義」ないし「穏健な多文化主義」が教育においても導入されるべきであろう。

また、新共和主義Ⅱ公共主義においては、歴史的共和主義とは異なつて平和主義が確立されるべきであり、その下では公共主義的な平和教育が実現されるべきである。リベリズムの観点からは平和憲法における平和の理念を最小限に解釈する傾向が存在するが、コミュニティアニズムの立場から憲法を解釈すれば、平和主義を正面から擁護することができる。なぜならば、日本というコミュニティは、敗戦経験や文化的背景に基づ

いて、現行憲法において平和という理念を選択したのであり、憲法に明記されているそのような理念を政策や教育に実現していくことは正当だからである。

そして、実は海外の「市民性の教育」でも、平和教育は多文化主義的教育とともに重要な柱の一つである。しかし、この平和教育は、戦後日本の平和教育とは相当に内容が違う場合が多い。日本の平和教育では、第二次世界大戦の反省に基づいて、恒久平和の理想に基づいて端的に戦争を回避するという意味における平和教育が推進された。これに対して、アメリカをはじめ海外の平和教育においては、個々人の葛藤の解決という意味における平和教育が活発である。たとえば、個々人の間で問題が生じる際に、暴力的事件に発展しないような訓練が行われる。その場合、精神的な対応策とともに、プラクティカルな方策が重視されており、たとえば「喧嘩になりそうになったらその場を離れて沈静化を図る」といったマニュアル的な方策がテキストに書かれている。

これには文化的な特徴が現れているものの、日本における平和教育にとって参考になる側面も含まれている。そもそも、戦後の日本の平和主義ないし平和運動には左翼的思想の影響が強く、その一部は闘争的・暴力的となって内ゲバなどの問題を起こした。これは、多くの人々に対して否定的な印象を植え付けることになり、ひいては平和教育の後退にもつながっていると思われる。

この根本的な原因の一つとして、左翼的平和運動において、人間性についての洞察が弱いことが挙げられよう。たとえば古典的なマルクス主義においては、思想や観念・文化の領域は、下部構造に規定される上部構造とされており、そこに真剣な注意が払われなかったのである。このため、階級闘争などを強調することによって、人間間でも闘争を煽る傾向が生まれたと言いうことができる。

そこで、今後の平和教育においては、戦争の防止という外的な平和だけではなく、人間間の葛藤や紛争についても考慮を払い、内的な平和の実現も目標とされるべきであろう。この二つは、「外的平和」と「内的平和」、また集合的なマクロな平和と個々人におけるミクロな平和と言うことができよう。ミクロな内的平和は、宗教的・精神的な思想において従来強調されてきたことである。「むかつく」というような言葉が若者の間では頻繁に用いられているが、このような怒りや不愉快な状況において、心を静めて平安を保つようにできるところが必要である。

筆者は、抗議運動や政治的運動を否定しようとしてこのように主張するのではない。それらの有意義な運動において、ガンジーらの非暴力運動のように、過度の闘争的・暴力的傾向を回避してその目的を効果的に実現するために、このような必要性を主張するのである。過激派の内ゲバのような極端な事例ではなくとも、様々な政治的活動（アクション）において、共通の目的を持つグループの内部で、方法をめぐる対立が人格的攻撃や非難となり、グループが空中分解することも数多いからである。

つまり、外的平和を達成するためには内的平和の涵養が重要であり、それによって外的平和が実現すれば内的平和も達成しやすくなる。このようにして外的平和と内的平和との間に好循環を実現すべきである。そこで、外的平和を実現するためにも内的平和を維持するために精神性に注意を払うべきである。平和教育において、公共的な理性に加えて、公共的な感性と精神性（霊性）の教育が導入されるべきであろう。このためには、コミュニケーションズ的教育における人格的・精神的教育が重要である。前述のような精神的教育、たとえば「友愛教育」は内的平和教育の要となると思われる。

ユネスコ憲章においては、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かな

ければならない」とされている⁽²⁾。まさに、ミクロな「平和の砦」を内的に形成することによって、戦争というマクロな公共悪を防止しなければならない。そのための内面的・外面的両面における平和公共民教育が推進されるべきであろう。

五 結 論

以上を要するに、「市民性の教育」は、国家の「公」を教育によって押しつけるものではなく、市民からの水平的な公共性を形成していくための教育でなければならない。つまり、国家主義的教育という意味における「公民教育」ではなく、「公共民教育」がその内容でなければならない。新しい教育基本法における「公共の精神」はこのようなものとして解釈され、運用されるべきである。

そして、このような教育は自治の精神を培う教育であり、市民が参加することを人間の美德として考え、そのための訓練を行う教育であるべきである。このためには、公共的倫理を教育において明確に教え、さらに生徒会や自治会を通じてそのような経験を持たせる必要がある。教育における「倫理」や「公民」の科目は、教科書をはじめとして、このような公共民教育として再編されるべきである。

また、地球的時代の到来に際して、国民国家の壁を越えた公共性の感覚を培う必要がある。海外の「市民性の教育」においても、多文化教育などが重視されているが、日本においてもそれを導入し、多様な文化に対する相互尊重の感覚を培っていく必要がある。そして地球的公共民ないし地球人としての地球的アイデンティティを持つような教育がなされるべきだろう。

さらに、海外の「市民性の教育」においては「平和教育」が存在しているが、この場合は人間関係のトラブル解決や回避などのミクロな教育であることが多い。これを戦後日本における戦争防止を目指すマクロな平和教育の試みと連携させ、内的な友愛教育を基礎として、マクロ・ミクロ双方における平和教育を発展させることが望ましい。

※本稿は、当初、日本政治学会の二〇〇八年度研究大会・分科会D五「市民性とは何か——シティズンシップ・エデュケーションの現状と課題」の報告「シティズンシップ・エデュケーションの理念と課題…公共哲学の観点から」として執筆された原稿を改訂したものである。そこで、教育基本法改定問題などの叙述には、当時の状況が反映されているが、政権交代が実現した今では、第四節の主張は執筆時点よりも実行可能性が高まっていると思われる。

参考…新教育基本法の条文

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。…

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教育行政)

第一六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。…

(教育振興基本計画)

第一七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。…

- (1) 小玉重夫『シティズンシップの教育思想』（白澤社、現代書館、2003）。「市民性の教育」に関しては、佐藤学氏（東京大学）を中心として行われた研究プロジェクト「グローバル化時代における市民性の教育」（平成一八一九年度）に参加して、教えられるところが非常に多かった。本稿は、そこで得た知見を基礎にしている。報告書として、『Citizenship Education in Global Age Working Papers Vol.1, 2』（『グローバル化時代における市民性の教育 資料集』（日本学術振興会 人文・社会科学振興プロジェクト研究、2008）。
- (2) この点を明快に主張しているのが、社会学者エツィオーニである。Amitai Etzioni, *The Spirit of Community: the Reinvention of American Society* (Simon & Schuster, New York, A Touchstone Book, 1993). アミタイ・エチオーニ『新しい黄金律』（永安幸正監訳、麗澤大学出版会、2001）、アミタイ・エツィオーニ『ネクスト——善き社会への道』（小林正弥監訳、麗澤大学出版会、平成一七年）、コミュニティアニズム一般についての紹介として、菊池理夫『現代のコミュニティアニズムと「第3の道」』（風行社、2004）。
- (3) 小林正弥『先駆的コミュニティアンとしての南原繁』（南原繁研究会編）『南原繁と現代——今問われているもの』（to be 出版、2005）、八二—九五頁。
- (4) 宮寺晃夫『リベラリズムの教育哲学——多様性と選択』（勁草書房、2000）。
- (5) ジョン・P・ミラー『ホリスティック教育——いのちのつながりを求めて』（春秋社、1994）、神尾学編著『未来を開く教育者たち』（コスモスライブラリー、2005）、菱刈晃夫『近代教育思想の源流——スピリチュアリティと教育』（成文堂、2005）など。
- (6) 佐伯胖、藤田英典、佐藤学編『学び合う共同体』（東京大学出版会、1996）。佐藤学『学校の挑戦——学ぶの共同体を作る』（小学館、2006）など。
- (7) エツィオーニ、前掲『ネクスト』、七七—八〇頁。

- (8) マイケル・ウォルツァー『正義の領分——多元性と平等の擁護』（而立書房、1999）、第八章「教育」。
- (9) イギリスの「市民性の教育」も念頭に置きながら、教育についてコミュニティアニズム的な議論を展開した著作として James Arthur with Richard Bailey, *Schools and Community: The Communitarian Agenda in Education* (London, Falmer Press, 2000)。
- (10) 岩間浩・山西優二編著『わがちあいの教育——地球時代の「新しい」教育の原理を求めて』（近代文芸社、1996）。
- (11) クリック自身の著作としては、Bernard Crick, *Essays on Citizenship* (Continuum Int'l Pub Group, 2000); Bernard Crick, ed., *Citizens: Towards a Citizenship Culture* (Blackwell Publication, 2001)。* * * Denis Lawton, Jo Cairns, and Roy Gardner, eds., *Education for Citizenship* (London, Continuum, 2000)。
- (12) このような主張の例として、佐貫浩『学校と人間形成——学力・カリキュラム・市民形成』（法政大学出版局、2005）、特に第六章「市民形成の教育——統治主体形成のための学習空間を考える」、一三七―一五一頁。
- (13) J・G・A・ポークック『マキャヴェリアン・モーメント——フイレンチェの政治思想と大西洋圏の共和主義の伝統』（田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳、名古屋大学出版会、2008）。
- (14) コミュニタリアニズムの立場から「市民性の教育」についてどのような議論を提起したものとして、Arthur with Bailey, op.cit., Ch.4, 'Citizenship Education and the Common Good'。
- (15) Andrew Lockyer, Bernard R Crick, John Annette, eds., *Education for Democratic Citizenship: Issues of Theory and Practice* (Ashgate Pub Ltd); A. Gutmann, *Democratic Education* (Princeton University Press, 1987)。
- (16) 拙稿「新公共主義の基本的展望」佐々木毅・山脇直司編『公共哲学一〇——二十一世紀公共哲学の地平』（東京大学出版会、2002）、第四章。拙稿「古典的共和主義から新公共主義へ——公共哲学における思想的再定式化」宮本久雄・山脇直司編『公共哲学の古典と将来』公共哲学叢書8、東京大学出版会、2005、第六章、二三九―二八三頁。
- (17) 紹介として、山脇直司『公共哲学とは何か』（ちくま新書、2004）。

- (18) これに近い公共性の観念を用いる議論として、南新秀一・佐々木英一・吉岡真佐樹『新・教育学——現代教育の理論的基礎』（ミネルヴァ書房、2003）、第五章「新たな公共性の創造をめざす生活指導」（吉田一郎）、九〇—一〇七頁。

- (19) これについての概説については Richard Dagger, *Civic Virtues: Rights, Citizenship, and Republican Liberalism* (Oxford, Oxford University Press, 1997)。

- (20) このような方向を追求したものとして P. White, *Civic Virtues and Public Schooling: Educating Citizens for a Democratic Society* (Teachers College Press, 1996)。

- (21) このような方向性を持つ先駆的な試みが、川本隆によって公民科教科書『現代社会』の教科書について行われている。

- (22) 条文については、本稿の最後に示しておく。

- (23) ただし、ここで「国家及び社会への形成者」とされていて、国家以下に限定されていることは大きな問題である。中間報告（二〇〇一年一月）では、トランス・ナショナルな「新しい公共の創造への参画」という点も入っていたのに、最終答申（二〇〇三年三月）ではそれが弱体化して、実際の法律の第一条ではトランス・ナショナルな側面がなくなり、第二条でも「新しい公共」という言葉ではなく「公共」という言葉が用いられている。これは、トランス・ナショナルな「新しい公共」という文言に対し、保守派や自民党の内部において異論が続出したために生じたことであり、思想的な後退が明らかである。

- (24) この思想的背景として、岩間浩『ユネスコ精神の源流を訪ねて——新教育連盟と神智学協会』（学苑社、2008）。